

特記仕様書（車両系機械地拵）

1 末木枝条の処理

- （１）作業区域内の末木枝条等の整理、集積等をグラップル、プロセッサ等の車両系木材伐出機械及びバックホー等（以下「車両系」という。）を使用して行う。
- （２）植幅・置幅は、地拵・植付標準図のとおりとし、山側に向かって垂直方向に整理することを基本とする。
- （３）末木枝条を集積する場合、車両系が移動できるように、概ね５０mに１箇所程度に通路（無集積箇所）を設ける。
- （４）植幅内の車両系の走行は１回程度とし複数回の走行は極力避ける。
- （５）地形や障害物等があり末木枝条等が筋置に集積できない場合は監督職員の指示に従う。

2 伐根の処理

車両系走行の支障となる伐根切り下げを行う。

3 天然の有用稚幼樹の処置

天然の有用稚幼樹は、作業の支障になるものを除き保残する。

4 功程調査協力

国及び県等の研究機関等の調査に協力すること。

特記仕様書

靈仙寺山国有林外 森林環境保全整備事業 北信1

[illegible]

※天Ⅰ地拵:風倒等により、上方が大きく開けた場所(空間)については、等高線沿いに筋刈を実施すること。

※刈幅・置幅については、監督職員の指示により実施すること。

※刈幅・置幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

特記仕様書

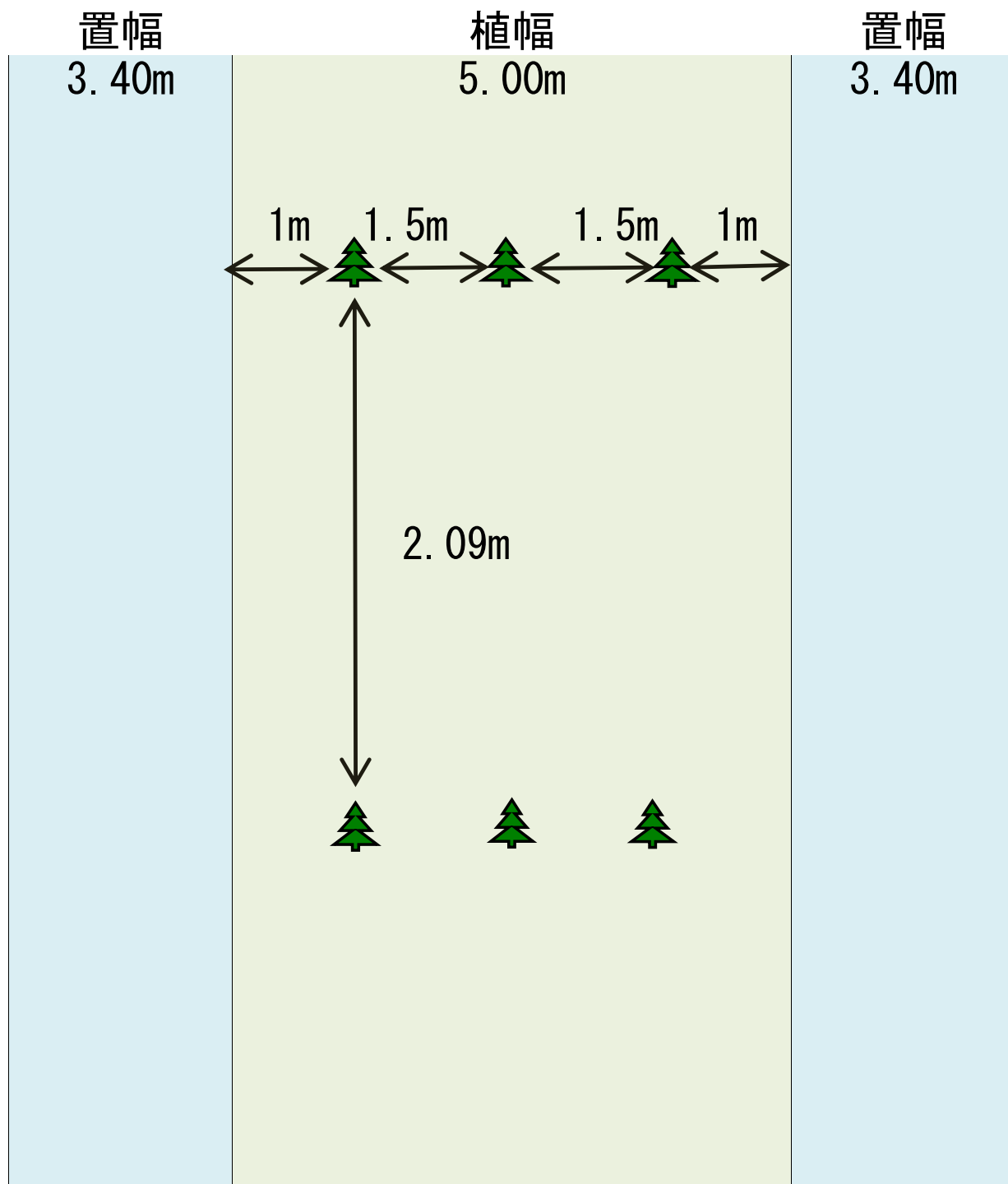
靈仙寺山国有林外 森林環境保全整備事業 北信1

作 業 種		数 量						計	仕 様			
	樹種	スギ中30上 (少花粉)							列間 (m)	苗間 (m)	伐根周囲 (本)	植付本数 本/ha
	適用林小班\棚包種	コンテナ										
新植植付	黒姫山1020へ2	8,400						8,400	地拵・植付標準間隔図による			1,711
新植植付	黒姫山1020へ3	6,100						6,100	地拵・植付標準間隔図による			1,728
合計		14,500						14,500				

※補植作業の場合は、既往の植栽木のうち『枯損・著しい芯枯れ』等、将来にわたって成林の見込のない枯損木を抜き取りその位置に植える。ただし、その位置が植付に適さない場合は、枯損木を抜き取らずに隣接する箇所植えることとする。なお、抜き取った枯損木はその場に存置すること。

※広葉樹の植栽木は、赤テープ付ける等して表示すること。

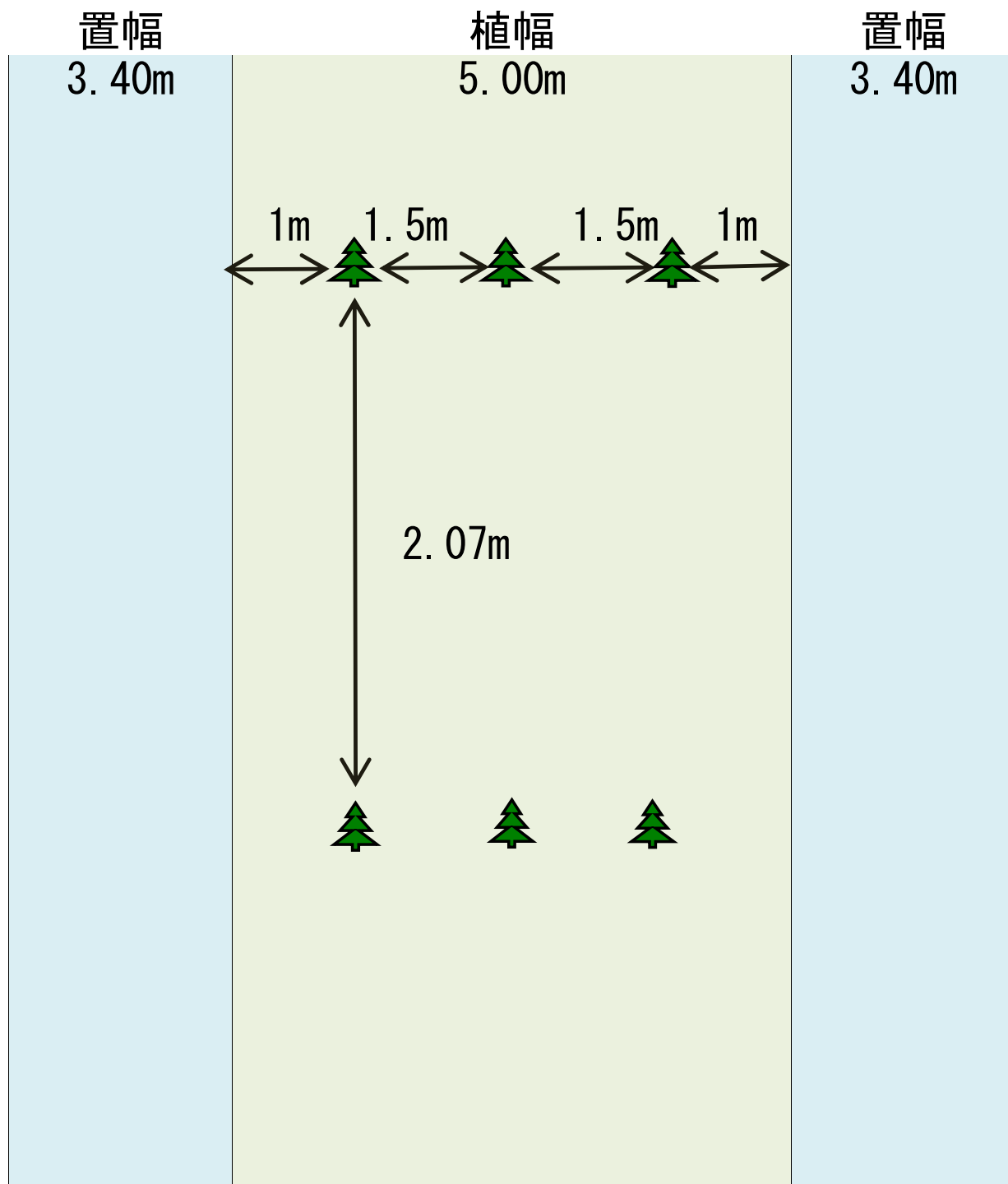
地拵・植付標準間隔図



適用林小班：1020～2

植付本数1,711本/ha

地拵・植付標準間隔図



適用林小班：1020～3

植付本数1,728本/ha

特記仕様書

靈仙寺山国有林外 森林環境保全整備事業 北信1

[illegible]

※刈幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

特記仕様書

木製横断排水工		
施工箇所番号	施工延長 (m)	数量 (※製品長4m)
1	4.0	1
2	8.0	2
3	8.0	2
4	8.0	2
5	4.0	1
6	8.0	2
7	4.0	1
8	4.0	1
9	8.0	2
10	4.0	1
11	4.0	1
12	4.0	1
13	4.0	1
14	4.0	1
15	4.0	1
16	4.0	1
17	4.0	1
18	4.0	1
19	8.0	2
20		

特記仕様書

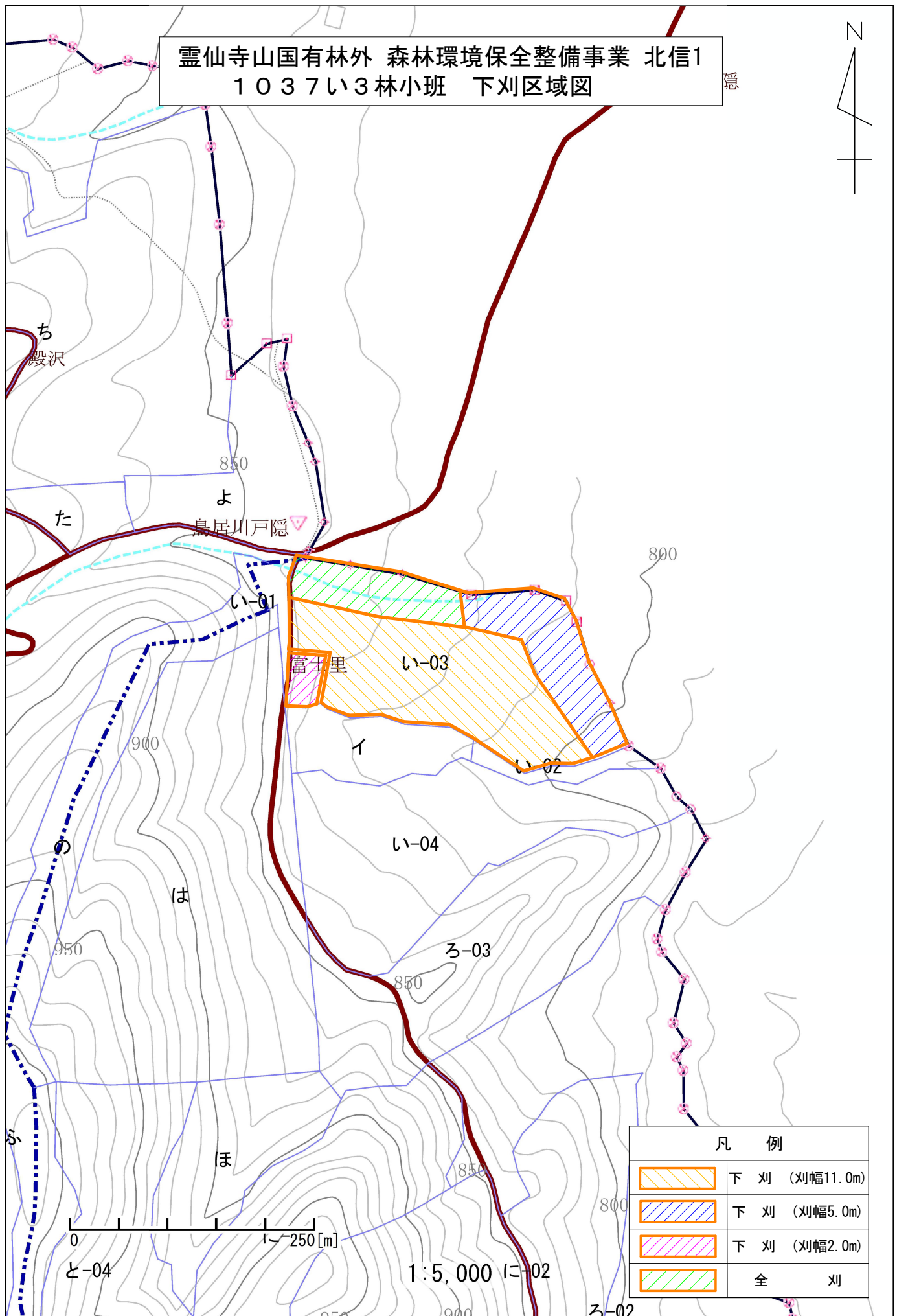
1 1037い3林小班 下刈について

別紙1のとおり下刈（刈幅 11.0m）箇所については、別紙2の地拵・植栽標準間隔図を参考に、植幅 11.0m の部分を実行すること。

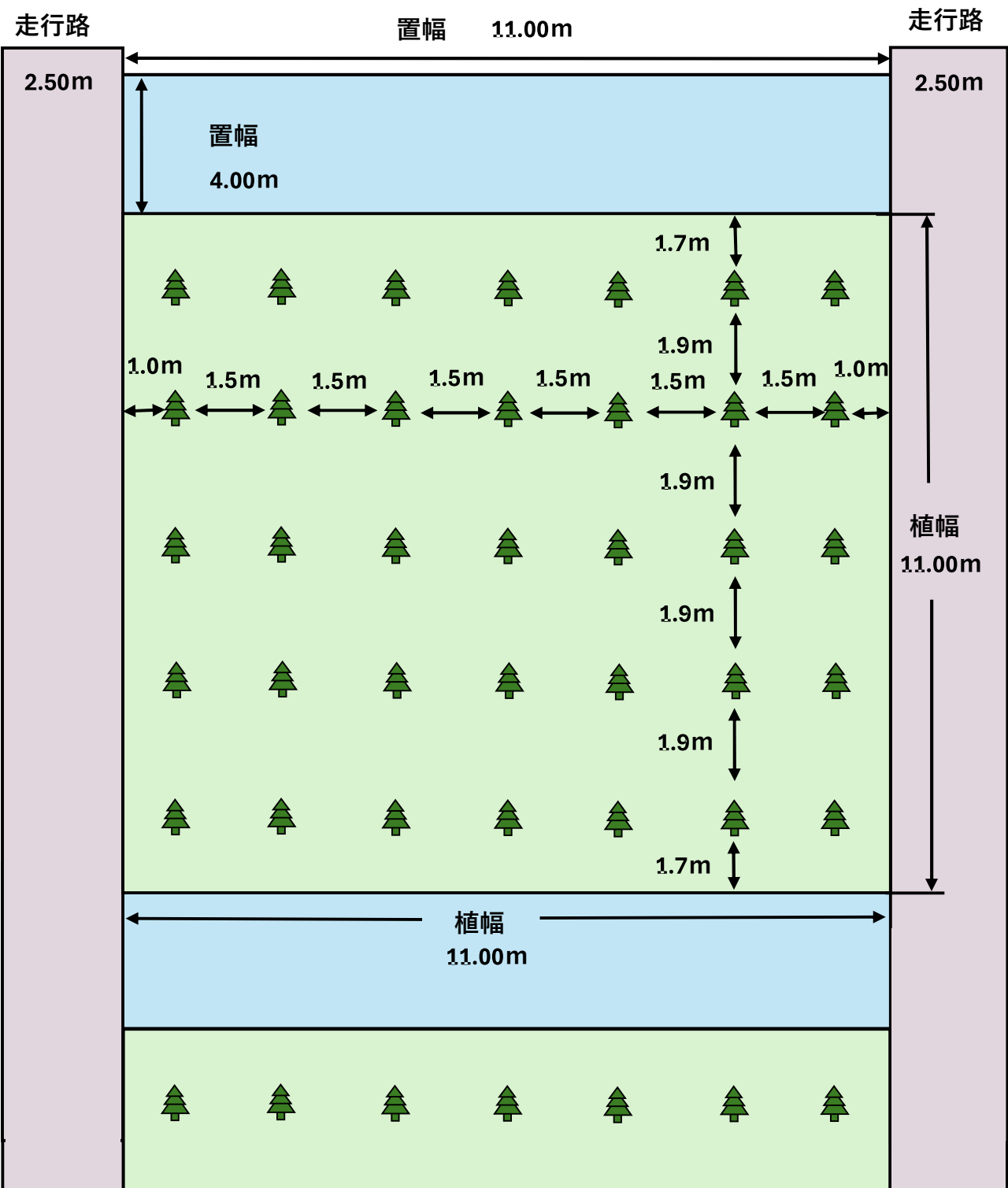
2 1036ね林小班 除伐について

・ 功程調査協力

国及び県等の研究機関の調査に協力すること。



地拵・植栽標準間隔図



適用林班：1037い3

植付本数1,728本

スギコンテナ

特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
下刈、除伐、木製横断排水工	令和7年9月30日	部分完了届
新植車両系機械地拵、新植植付	令和7年11月28日	完了届

注1： 作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2： 契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。